

2 0 1 0

東京の工業

(平成 22 年工業統計調査報告)



ま え が き

工業統計調査（経済産業省所管）は、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的として、製造事業所を対象に、毎年12月31日現在で実施している統計法に基づく重要な調査です。

この報告書は、平成22年12月に「従業者4人以上の事業所」を対象に実施した調査結果のうち東京都分について独自に集計・編集したもので、統計表とともにグラフや付表を加えた概説を掲載するなど、幅広く御利用いただけるように努めました。

国や都道府県、区市町村における産業振興施策の基礎資料をはじめとして、企業の経営指針、大学や研究機関の経済分析、小・中・高等学校の教育資料などに御活用いただくとともに、一層の充実、改善のため、皆様の御意見をお寄せいただければ幸いです。

なお、東京都のホームページにおいてもデータを公表しています。

この調査の実施に当たり、多大な御協力をいただきました事業所の皆様をはじめ、関係団体、調査に携わられた調査員、指導員及び区市町村職員の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

平成24年1月

東京都総務局統計部長

松 原 恒 美

目 次

利用上の注意	1
結果の概説	
1 概 要	12
(1) 概 況	
(2) 産業別の状況	
(3) 従業者規模別の状況	
(4) 地域別の状況	
2 事業所数	17
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
3 従業者数	18
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
(4) 従業者就業形態別の状況	
4 製造品出荷額等	20
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
5 付加価値額	22
(1) 産業別の状況	
(2) 従業者規模別の状況	
(3) 地域別の状況	
(4) 付加価値率(従業者30人以上)	
6 現金給与総額	24
(1) 現金給与総額の推移	
(2) 産業別の状況	
(3) 従業者規模別の状況	
7 原材料使用額等	26
(1) 原材料使用額等の推移	
(2) 産業別の状況	
(3) 従業者規模別の状況	
(4) 原材料率(従業者30人以上)	

8	生産額(従業者30人以上).....	28
	(1) 生産額の推移	
	(2) 産業別の状況	
9	在庫額(従業者30人以上).....	30
	(1) 年末在庫額の推移	
	(2) 産業別の状況	
	(3) 在庫率	
10	有形固定資産投資総額(従業者30人以上).....	31
	(1) 有形固定資産投資総額の推移	
	(2) 産業別の状況	
11	リース契約額及び支払額(従業者30人以上).....	32
	(1) リース契約額及び支払額の推移	
	(2) 産業別の状況	
12	工業用地及び工業用水(従業者30人以上).....	33
	(1) 工業用地	
	(2) 工業用水	
13	製造品出荷額等の推移.....	36

参 考 図

工業統計地図.....	38
-------------	----

付 表

1	産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額(従業者4人以上).....	42
2	従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額(従業者4人以上).....	42
3	区市町村別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額(従業者4人以上).....	44
4	産業中分類別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額(従業者4人以上).....	46
5	従業者規模別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額(従業者4人以上).....	46
6	区市町村別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額(従業者4人以上).....	48
7	産業中分類別現金給与総額及び原材料使用額等(従業者4人以上).....	50
8	従業者規模別現金給与総額及び原材料使用額等(従業者4人以上).....	50
9	産業中分類別在庫額(従業者30人以上).....	51
10	産業中分類別付加価値率、原材料率及び在庫率(従業者30人以上).....	51
11	産業中分類別生産額、有形固定資産投資総額、リース契約額及びリース支払額(従業者30人以上).....	52
12	産業中分類別工業用地及び工業用水(従業者30人以上).....	52
13	産業中分類別1事業所当たり敷地面積・総用水量(従業者30人以上).....	53
14	産業中分類、従業者就業形態別従業者数(従業者4人以上).....	54

15	年次、産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額 (従業者4人以上) ……	55
16	年次、従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額 (従業者4人以上) ……	57
17	年次、区市町村別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額 (従業者4人以上) ……	58
18	区市町村、産業中分類別事業所数(従業者4人以上) ……	62
19	区市町村、産業中分類別製造品出荷額等(従業者4人以上) ……	64

統計表

第1表	産業細分類別統計表(従業者4人以上の事業所) ……	統-2
第2-1-a表	産業小分類別統計表(従業者30人以上の事業所) ……	統-30
第2-1-b表	産業小分類別統計表(従業者30人以上の事業所) ……	統-38
第2-2表	産業小分類別統計表(従業者4~29人の事業所) ……	統-46
第3-1表	産業中分類, 従業者規模別統計表(従業者4人以上の事業所) ……	統-54
第3-2表	産業中分類, 従業者規模別統計表(従業者30人以上の事業所) ……	統-62
第4表	区市町村, 産業小分類別統計表(従業者4人以上の事業所) ……	統-68
第5-1-a表	区市町村, 産業中分類別統計表(従業者30人以上の事業所) ……	統-268
第5-1-b表	区市町村, 産業中分類別統計表(従業者30人以上の事業所) ……	統-294
第5-2表	区市町村, 産業中分類別統計表(従業者4~29人の事業所) ……	統-320
第6-1表	区市町村, 従業者規模別統計表(従業者4人以上の事業所) ……	統-364
第6-2表	区市町村, 従業者規模別統計表(従業者30人以上の事業所) ……	統-382
第7表	品目別統計表(従業者4人以上の事業所) ……	統-396
第8-1表	産業中分類, 従業者規模別工業用地及び工業用水統計表 (従業者30人以上の事業所) ……	統-416
第8-2表	区市町村別工業用地及び工業用水統計表(従業者30人以上の事業所) ……	統-422
第9表	産業中分類, 経営組織及び資本金階層別統計表(従業者4人以上の事業所) ……	統-424

付録

工業統計調査規則 ……	付-2
工業調査票甲 ……	付-6
工業調査票乙 ……	付-8
統計資料利用の御案内 ……	付-10
統計書の御案内 ……	付-11

統計表の表章項目早見表

表番号	集計対象 規模区分	区 分	事 業 所 数	従 業 者 数	現 金 給 与 総 額	原 材 料 使 用 額 等	製 造 品 出 荷 額 等	付 加 価 値 額	粗 付 加 価 値 額	有 形 固 定 資 産 額	生 産 額	在 庫 額	リ ー ス 額	工 業 用 地	工 業 用 水	(掲 載 頁)
第 1 表	4 人 以 上	産 業 細 分 類	○	○	○	○	○	○	○	○						統- 2
第 2-1-a 表	30 人 以 上	産 業 小 分 類	○	○	○	○	○	○	○							統- 30
第 2-1-b 表			○							○	○	○	○			統- 38
第 2-2 表	4 ～ 29 人		○	○	○	○		○								統- 46
第 3-1 表	4 人 以 上	産 業 中 分 類 従 業 者 規 模	○	○	○	○	○	○	○	○						統- 54
第 3-2 表	30 人 以 上		○							○	○	○	○			統- 62
第 4 表	4 人 以 上	区 市 町 村 産 業 小 分 類	○	○	○	○	○	○	○							統- 68
第 5-1-a 表	30 人 以 上	区 市 町 村 産 業 中 分 類	○	○	○	○	○	○	○							統-268
第 5-1-b 表			○							○	○	○	○			統-294
第 5-2 表	4 ～ 29 人		○	○	○	○		○								統-320
第 6-1 表	4 人 以 上	区 市 町 村 従 業 者 規 模	○	○	○	○	○	○	○	○						統-364
第 6-2 表	30 人 以 上		○							○	○	○	○			統-382
第 7 表	4 人 以 上	品 目	○				○									統-396
第 8-1 表	30 人 以 上	産 業 中 分 類 従 業 者 規 模	○											○	○	統-416
第 8-2 表		区 市 町 村	○											○	○	統-422
第 9 表	4 人 以 上	産 業 中 分 類 経 営 組 織 資 本 金 階 層	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				統-424

利用上の注意

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査であり、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施された調査である。

(3) 調査の期日

平成22年工業統計調査は、平成22年12月31日現在で実施した。

(4) 調査の対象

日本標準産業分類による「大分類Eー製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く。)のうち、従業者4人以上の事業所を対象とする。ただし、製造・加工又は修理を行っていない本社、本店等の事業所を除く。

注)従前は、西暦末尾0、3、5、8年については全事業所、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を対象としていたが、平成22年に全事業所を対象とする調査が廃止され、調査範囲は従業者4人以上の事業所のみに変更された。

(5) 調査の種類

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、報告者(事業所の管理責任者(本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者))の自計報告により行っている。

(6) 調査事項

調査事項は、巻末(付録)の工業調査票甲及び乙のとおりである。

2 工業統計調査用産業分類

(1) 工業統計調査用産業分類は、日本標準産業分類に準拠(一部統合し使用しているものもある。)している。

「大分類Eー製造業」に属する事業所を、中分類(2桁)、小分類(3桁)、細分類(4桁)の3段階に分類している。各事業所が産出する製造品及び賃加工品については、日本標準商品分類を参考に工業統計調査の産業格付を行うために設定した品目番号(6桁)で分類している。

(2) 統計表「第7表 品目別統計表」の産出事業所数は、当該品目を生産したすべての事業所を集計している。

(3) 統計表中、「中分類18ープラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲は、<別表1>のとおり分類される。

(4) 結果の概要及び付表における産業名の略称については、<別表2>のとおりである。

(5) 日本標準産業分類の第11回改定(平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用)が実施され、旧小分類「新聞業」、「出版業」が大分類「製造業」から大分類「情報通信業」に移行したため、平成13年以前の数値は、「新聞業」、「出版業」に格付けされた事業所を除いて比較している。

(6) 日本標準産業分類の第12回改定(平成19年11月6日付総務省告示第618号、平成20年4月1日適用)が実施され、産業分類の変更や品目の分割等、品目番号(6桁)が大幅に改定された。(<別表3>参照)

3 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法(産業格付)は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

① 製造品及び賃加工品が単品の事業所については、品目番号(6桁)の上4桁で産業細分類を決定する。

② 品目が複数の場合は、品目番号の上2桁(中分類)が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も大きいものに決定し、その2桁(中分類)の中で、上記と同様の方法で3桁(小分類)、4桁(細分類)を決定し、

最終的な産業格付とする。なお、製造品出荷額等が等しい場合は、分類番号の若い番号に格付する。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定するものがある。

その産業とは、「中分類22-鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

4 統計表及び附表の項目説明

(1) 事業所数

平成22年12月31日現在の数値である。

「製造業」に属する事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成22年12月31日現在の数値である。

従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者並びに臨時雇用者をいうが、従業者数には、臨時雇用者は含まない。

① 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、他の企業からの出向従業者などで、雇用期間がア、イに準じる者

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主及び無報酬で常時就業している家族をいう。したがって、実務に携わっていない個人事業主とその家族で手伝い程度のもは含まない。

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 現金給与総額

平成22年1年間に常用労働者のうち雇用者（「正社員・正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対して支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

① 平成22年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費（外注加工費）、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 燃料使用額とは、生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。

ウ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

エ 委託生産費（外注加工費）とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

カ 転売した商品の仕入額とは、平成22年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れ又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

- ② 統計表「第2-1-a表」及び「第5-1-a表」の表頭の「原材料使用額等」については、平成19年調査から追加された「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」について表章していないため、「うち原材料使用額」～「うち委託生産費」の計と「原材料使用額等」の「総額」とは一致しない。

(5) 製造品出荷額等

平成22年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む。）で、平成22年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成22年中に返品されたものを除く。）

- ② 製造品出荷額は、工場出荷金額によっている。ただし、割り引き、値引きされたものは、その分を差し引いた工場出荷金額とする。

- ③ 加工賃収入額とは、平成22年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

- ④ その他収入額とは、修理料収入額、転売収入額など、製造品出荷額及び加工賃収入額以外の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産の額（従業者30人以上）

平成22年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物等 …… 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

ウ 機械等 …… 機械及び装置（附属設備を含む。）

エ 備品等 …… 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

- ② 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

- ③ 建設仮勘定

建設仮勘定の増とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

建設仮勘定の差引増減＝増（増加額）－減（減少額）

- ④ 有形固定資産の投資総額

投資総額＝取得額＋建設仮勘定の差引増減

(8) リース契約による契約額及び支払額（従業者30人以上）

- ① リースとは賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を越え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

- ② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成22年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。
- ③ リース支払額とは、平成22年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。

(9) 生産額（従業者30人以上）

以下の算式により算出し、表章している。

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

(10) 付加価値額（粗付加価値額）

以下の算式により算出し、表章している。

① 従業者30人以上

$$\text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} \\ - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1) + \text{推計消費税額}(*2)) \\ - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

② 従業者29人以下

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1) + \text{推計消費税額}(*2)) \\ - \text{原材料使用額等}$$

注1) 従業者29人以下の事業所は、製造品の年初及び年末の在庫額、半製品及び仕掛品の年初及び年末価額並びに減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出している。

注2) 「従業者10～29人」の事業所については、従前は、西暦末尾0、5年については「内訳調査」として、製造品の年初及び年末の在庫額、半製品及び仕掛品の年初及び年末価額並びに減価償却額について調査することで付加価値額を算出し、それ以外の年は粗付加価値額を算出していたが、平成22年に「内訳調査」は廃止された。

*1 消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*2 推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(11) 工業用地（従業者30人以上）

事業所敷地面積は、平成22年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積である。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いている。

また、事業所の隣接地にある拡張予定地を、事業所が占有している場合は含めている。

(12) 工業用水（従業者30人以上）

工業用水は、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいう。

また、1日当たり用水量は、平成22年1年間の工業用水の総量を操業日数で割ったものをいう。

① 淡水用水量

ア 水源別用水量

- | | |
|------------|--|
| (ア) 公共水道 | 都又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水 |
| ・工業用水道 | 飲用に適しない工業用水を供給する水道(工業用水道)から取水した水 |
| ・上水道 | 一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道(上水道)から取水した水 |
| (イ) 井戸水 | 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水 |
| (ウ) その他の淡水 | (ア)、(イ)以外の淡水であって(エ)の回収水にも属さないもの(例えば、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水など) |

(エ) 回収水 事業所内で一度使用した水を、循環して使用する水（回収装置(冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など)を通すかどうかの有無は問わない。)

イ 用途別用水量

(ア) ボイラ用水 ボイラ内で蒸気を発生させるために使用された水

(イ) 原料用水 製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水

(ウ) 製品処理用水・原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用
洗じょう用水 した水及び工場の設備又は原料、製品などの洗じょう用に使用した水

(エ) 冷却用水・冷却用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水、温調用
温調用水 水は、工場内の温度又は湿度の調整のために使用した水

(オ) その他 (ア)～(エ) 以外の水で、従業者の飲料水、雑用水など
(飲料水、雑用水を含む)

② 海水用水量

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した塩素イオン濃度200ppm以上の水をいう。

(13) 経営組織

「会社」、「組合・その他の法人」及び「個人」に区分される。

① 会社とは、法律の規定によって法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社をいう。

② 組合、その他の法人(以下「組合・その他」という。)とは、法律の規定によって法人格を認められた事業を営む組合、上記①の会社を除いたその他の法人などをいう。

③ 個人とは、個人で事業を営んでいるものをいう。

なお、共同経営の場合であっても、法律の規定によって法人格を認められていない場合は、個人に含まれる。

(14) 資本金または出資金額

平成22年12月31日現在で払込済みの資本金の額又は出資金の額である。

(15) 単位当たり及び付加価値率・原材料率・在庫率の算式

① 1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額

1事業所当たり従業者数＝従業者数(臨時雇用者を除く。以下同様)÷事業所数

1事業所当たり製造品出荷額等＝
$$\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1) + \text{推計消費税額}(*2))}{\text{事業所数}}$$

1事業所当たり付加価値額＝付加価値額÷事業所数

② 1従業者当たり製造品出荷額等及び付加価値額

1従業者当たり製造品出荷額等＝
$$\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1) + \text{推計消費税額}(*2))}{\text{従業者数}}$$

1従業者当たり付加価値額＝付加価値額÷従業者数

③ 常用労働者1人当たり現金給与総額

常用労働者1人当たり現金給与総額＝現金給与総額÷常用労働者数

④ 付加価値率(従業者30人以上)

付加価値率＝
$$\frac{\text{付加価値額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1) + \text{推計消費税額}(*2))} \times 100$$

⑤ 原材料率（従業者30人以上）

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1) + \text{推計消費税額}(*2))} \times 100$$

⑥ 在庫率（従業者30人以上）

$$\text{在庫率} = \frac{\text{製造品年末在庫額} + \text{半製品及び仕掛品年末在庫額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1) + \text{推計消費税額}(*2))} \times 100$$

*1、*2 は、「(10) 付加価値額」参照

5 符号等

(1) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「0」「0.0」 …… 表章単位未満

「—」 …… 皆無又は該当数値なし

「…」 …… 該当数値が不詳又は不明（未調査、未集計のために数値が得られないもの等）

「△」 …… マイナスの数値

「x」 …… 秘匿数値(*)

* 該当する事業所数が2以下の場合、秘密保護の関係から、その数値を秘匿している。また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

なお、従業者数については、平成17年9月以降の公表については秘匿を解除した。

(2) 表示されている単位未満は四捨五入している。そのため、増減数・率及び総数と内訳の計が一致しない場合がある。

また、単位の異なる表においては単位未満を四捨五入して計算しているため、表示されている増減数、増減率及び構成比と相違する場合がある。

(3) 図中においては、「西多摩郡・島部」を「郡・島部」と略して表記している。

6 その他

(1) この報告書の数値は、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。

(2) 平成19年調査から、製造業を営む事業所における製造以外の活動についても把握するため、調査項目の追加等が行われた。このため、時系列に不連続を生じているが、本報告書においては、調査によって得られた数値を集計している。

(問い合わせ先)

東京都総務局統計部産業統計課工業統計係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5321)1111(代) 内線25-581~586

ダイヤル 03(5388)2544

<別表1 (P1、2(3)関係) >

プラスチック製品製造業に分類されない製造品

製 造 品 名	細 分 類 等
家具・装備品	13 家具・装備品
プラスチック製版	1521 製版
写真フィルム（乾板を含む）	1695 写真感光材料
手袋	2051 皮製手袋（合成皮革製を含む）
耐火物	215 耐火物製造業
と石	2179 その他の研磨材・同製品
模造真珠	2199 他に分類されない窯業・土石製品
歯車	2531 動力伝動装置（玉軸受、ころ軸受を除く）
目盛りのついた三角定規	2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具・理化学機械器具
注射筒	2741 医療用機械器具
義歯	2744 歯科材料
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製 を除く）
かつら	3229 その他の装身具・装飾品
時計側	3231 時計・同部分品
楽器	324 楽器製造業
がん具・運動用具	325 がん具・運動用具製造業
ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業
漆器	3271 漆器
畳	3282 畳
うちわ・扇子・ちょうちん	3283 うちわ・扇子・ちょうちん
ほうき、ブラシ	3284 ほうき・ブラシ
喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285 喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
洋傘・和傘・同部分品	3289 その他の生活雑貨製品
魔法瓶	3289 その他の生活雑貨製品
看板、標識機	3292 看板・標識機
パレット	3293 パレット
モデル、模型	3294 モデル・模型
工業用模型	3295 工業用模型
レコード	3296 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）
眼鏡	3297 眼鏡（枠を含む）

<別表2 (P1、2(4)関係) >

産業分類略称一覧

産業中分類番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料等
11	繊維工業	繊維工業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品
13	家具・装備品製造業	家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・紙加工品
15	印刷・同関連業	印刷・同関連業
16	化学工業	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革・同製品
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業	非鉄金属
24	金属製品製造業	金属製品
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32	その他の製造業	その他

※ 上記の産業中分類番号及び産業中分類名は、産業大分類の製造業に該当するもののみを表示している。

<別表3 (P1、2(6)関係) >

日本標準産業分類第12回改定(製造業)中分類項目新旧対応表

